

発議第12号

鳥羽市議会委員会条例の一部改正について

鳥羽市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月24日 提出

令和4年 3月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂 倉 広 子
賛成者	鳥羽市議会議員	南 川 則 之
賛成者	鳥羽市議会議員	濱 口 正 久
賛成者	鳥羽市議会議員	瀬 崎 伸 一
賛成者	鳥羽市議会議員	片 岡 直 博
賛成者	鳥羽市議会議員	奥 村 敦
賛成者	鳥羽市議会議員	山 本 哲 也
賛成者	鳥羽市議会議員	中 世 古 泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸 上 健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜 口 一 利
賛成者	鳥羽市議会議員	世 古 安 秀

提案理由

大規模な災害の発生、感染症のまん延等のやむを得ない理由がある場合、オンラインによる委員会の開催及び委員会への参加ができるようにする条例整備のほか、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会委員会条例（昭和42年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同条第2項中「（14人）」を「（13人。議長を除く。）」に改める。

第5条第3項及び第4項を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害が発生したこと等特別な理由により、委員会の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、議会の機能維持の観点から必要があると認めるときは、映像及び音声の配信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開会することができる。

2 前項の規定によりオンライン委員会が開催される場合において、委員会の招集場所への参集が困難な委員は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインにより当該委員会に参加することができる。

3 前項の規定によりオンライン委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなしてこの条例の規定を適用する。

4 オンライン委員会の開催にあたっては、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。

5 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、委員長が別に定める。

第19条第2項中「こと」の次に「（オンライン委員会において、第12条の2第3項の規定により当該委員会にオンラインによって参加する委員にあつては、当該オンラインによる参加を中止させることをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。